

別表第4（第10条関係）

保育状況		
順位	種 別	備 考
1	その他の状況	児童相談関係又は年齢による卒園児
2	保護者が産前産後休業又は育児休業明け	
3	<p>次の各号に掲げる保育のいずれかを利用している場合</p> <p>(1) 認可外保育施設における保育</p> <p>(2) 幼稚園における預かり保育（週4日以上）</p> <p>(3) 法第19条第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもに係る保育（前号に該当する保育を除く。）</p> <p>(4) 一時保育（非定型保育週4日以上）</p>	
4	保育所等間での転園希望	地域型保育又は他市町村の保育所等からの転園を含む。
5	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 幼稚園を利用している。</p> <p>(2) 一時保育（非定型保育週3日以下）を利用している。</p> <p>(3) 法第19条第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもである（3の項に該当する場合を除く。）。</p>	児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設を含む。

6	保護者が同伴就労又は介護	65歳未満の祖父母が同伴就労又は介護により保育している場合を含む。
7	祖父母、親族等が保育又は保護者が出産若しくは疾病	友人、知人又は父母が交代で保育している場合を含む。
8	保護者が就労内定	
9	保護者が求職中	就労証明書未提出者を含む。